

令和2年3月16日
まえだ認定こども園

保育料(利用者負担額)について

(3号認定のご家庭)

札幌市から、「保育所が臨時休園及び登園自粛要請を行い、その期間に5日間を越えて欠席した場合には保育料を日割り計算により減額とする」と通知がありました。園から市に登園自粛期間に欠席した園児のデータを送り、市がデータをもちに日割り計算を行います。減額となった児童は、減額後の金額及び還付額が市から園に通知されます。そして園から保護者へ保育料の還付をすることになります。

園では3/2(月)～3/25(水)まで登園自粛のお願いをしていますので、この期間に5日以上欠席したご家庭が対象となります。(3/16現在の登園自粛期間です)

3月分の保育料は、登園自粛にご協力していただいているご家庭も満額で3/27に引き落としします。4月以降に還付金のお支払いを予定しています。詳しい内容は市からの連絡待ちの状態です。園からの還付方法は検討中です。

日割り計算の対象について

- ★登園自粛要請に関係なく、もともと登園する予定のなかった日の欠席(登園自粛要請による欠席ではない)と明確に言える場合は、**日割り計算の対象になりません**。
- ★父母が土曜休みの仕事であり、通常土曜日に登園していない場合、登園していない土曜日は**日割り計算の対象になりません**。
- ★発熱を伴う体調不良により欠席している場合も**日割り計算の対象になります**。
- ★育児休業中により家庭保育が可能になる場合にも、登園自粛に基づき欠席している場合には**日割り計算の対象となります**。

※3歳児～5歳児クラスは保育無償化のため、該当しません